

# 仕 様 書

- 1 件 名 令和5年度医療ガスの単価による購入
- 2 数 量 契約期間内における必要数量に従う。
- 3 納入場所 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領866-1  
神奈川県立足柄上病院
- 4 契約期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 5 納入品名、数量等
  - (1) 品名及び予定数量は、別紙内訳書のとおりとする。
  - (2) 単価のみの契約とし、実績数量により支払いを行うものとする。
  - (3) 容器（ボンベ）レンタル料、運送料及び充填交換作業費等一切の費用を物品単価に反映させること。
  - (4) 予定数量はあくまで見込みであり、購入を確約する数量ではない。
- 6 納入方法
  - (1) 納入方法は、原則として別紙内訳書のとおりとし、緊急時においては、発注者から注文を受けた当日もしくは翌日までに、指定量を指定場所に納入すること。ただし、発注者は病院再編整備により2号館の建て替えを計画しているため、契約期間中に指定場所の変更が生じる場合は、柔軟に対応すること。
  - (2) 災害時には、災害拠点病院である当院の公共的特質を理解の上、優先して納入すること。
  - (3) 納入に使用する容器について、発注者の所有する容器では不足する場合は、残り全てについて受注者が無償貸与することとする。また、それらの容器は、高圧ガス保安法に基づく耐圧検査に合格したものとする。
  - (4) 契約期間中いつでも発注者からの求めに応じて必要数量を納入できるよう、年間を通して24時間体制を取ること。
- 7 その他
  - (1) 契約満了時において、容器内にガスが残存している場合は、ガスを使い切るまでの間は、引

き続き無償貸与すること。ただし、契約満了日の翌日から6か月間以内とすること。

- (2) 契約満了後においても、ガスを使い切った容器のうち、受注者が無償貸与している容器が残っている場合は、発注者からの連絡の都度、速やかに容器を回収すること。
- (3) 受注者は、契約期間中に新たな他の受注者が決定した場合、その新たな他の受注者に対して、発注者の指示に従って引継ぎを行い、業務の円滑な遂行が継続されるよう万全を期すること。
- (4) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）など関係法令を遵守すること。
- (5) 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス販売事業届出書の写しを提出すること。
- (6) 当院担当の高圧ガス販売主任者を選任し、その資格証の写しを提出すること。

内 訳 書

品名	規格等	予定数量	単位	納入方法
医療用液体酸素	純度99.5%以上 D・P-55℃以下 1ℓ=1.141kg	30,000	ℓ	毎週1回、規定量に達するまでの不足分を指定場所に補充する。
液体窒素	99.999以上 D・P-70℃以下 1ℓ=0.809kg	260	ℓ	
医療用圧縮酸素ガス	純度99.6%以上 0.5m <sup>3</sup> (500ℓ)	1,000	本	毎週1回、指定量を指定場所に納品し、空容器を回収する。
医療用圧縮酸素ガス	純度99.6%以上 1.5m <sup>3</sup> (1,500ℓ)	3	本	病院からの注文の都度、指定量を指定場所に納品し、空容器を回収する。
医療用炭酸ガス	2.2kg	120	本	毎週1回、指定量を指定場所に納品し、空容器を回収する。
工業用炭酸ガス	7.0kg	7	本	
笑気ガス(N <sub>2</sub> O)	2.5kg	4	本	病院からの注文の都度、指定量を指定場所に納品し、空容器を回収する。
笑気ガス(N <sub>2</sub> O)	7.5kg	1	本	病院から注文を受けた当日もしくは翌日に、指定量を指定場所に納品し、空容器を回収する。
二種混合ガス (酸素、ヘリウム)	O <sub>2</sub> 20% + He 80% 混合 (10ℓボンベ) 圧力: 11.8Mpa	1	本	病院からの注文の都度、指定量を指定場所に納品し、空容器を回収する。
四種標準ガス (酸素、炭酸、ヘリウム、窒素)	O <sub>2</sub> 20% + Co 0.3% + He 10% + N <sub>2</sub> 混合 (10ℓボンベ) (Co 0.28~0.31%、He 9.5~10.3%の範囲内のものであること)	4	本	
医療用圧縮酸素ガス	純度99.6%以上 7.0m <sup>3</sup> (7,000ℓ)	16	本	
窒素ガス	7.0m <sup>3</sup> (7,000ℓ)	10	本	病院から注文を受けた当日もしくは翌日に、指定量を指定場所に納品し、空容器を回収する。

※予定数量はあくまで見込みであり、購入を確約する数量ではない。